

市長の意見及び事業者の見解

	No.	市長の意見 (方法意見書)
対象事業の目的及び内容に関すること	1	事業の必要性や妥当性について、現在及び将来の発生活泥量を発生原因別に示すことでわかりやすく説明すること。
	2	施設の稼働に伴って発生する汚水は、宝神下水処理場に返送し処理するとしていますが、それに伴う宝神下水処理場の排水水について濃度及び負荷量を明らかにすること。
	3	焼却炉棟については処理能力が示されていますが、施設計画に示されている他の施設についても処理能力等を明らかにすること。
事前配慮の内容に関すること	4	事業予定地における土壌汚染の有無の確認の方法を具体的に記載すること。
	5	事業の実施に伴って発生する光が鳥類に及ぼす影響を最小限にするため、事業予定地西側や上方への光漏れに対して配慮すること。
対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況に関すること	6	事業予定地に近接するラムサール条約登録湿地を調査区域に含めること。
	7	地域の気象概況をまとめるにあたっては、月別あるいは季節別に風向を調べ、その風向に対応する風速を示すこと。また、風速は、平均値だけでなく、最小値、最大値についても記載すること。併せて、風速階級別出現頻度についても記載すること。
対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関すること	8	大気質の予測にあたっての風向・風速別大気安定度出現頻度は、事業予定地周辺の風環境の状況を適切に反映させること。このため、四季に実施する地上気象調査の結果と周辺の常時監視測定局等の測定結果の整合性について確認すること。
	9	供用時の施設からのばい煙の拡散は、季節ごとの風環境によって最大着地地点及び濃度が異なるため、参考に四季別の予測結果も示すこと。
	10	事業予定地において上空気象調査を実施し、その結果を供用時の予測に活用すること。また、フュミゲーション(いぶし現象)発生時など大気汚染物質が高濃度で出現するおそれのある場合の予測評価も実施すること。

No.	事業者の見解
1	事業の必要性や妥当性について、現在及び将来の発生活污水量を発生原因別に示しました。
2	宝神下水処理場への返送に伴う同処理場の排水について、本施設の第一期分施設供用時と全体計画施設供用時の濃度及び負荷量を示しました。併せて現状についても示しました。
3	焼却炉棟以外の施設についても処理能力等を示しました。
4	<p>現所有者が「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」及び「土壌汚染対策指針」を参考に調査を行い、その調査結果を提供してもらいました。また、当局において事業予定地内のボーリング調査を行いましたので、これらを利用して現所有者に深層部の土壌及び地下水の分析もしていただきました。</p> <p>その調査結果から、土壌及び地下水において、環境基準の値を上回る有害物質が確認されましたので、環境要素として、「地下水」、「土壌」の項目を追加しました。</p>
5	事業予定地西側及び上方への光漏れが、極力回避できるよう施設計画に配慮しました。
6	事業予定地に近接するラムサール条約登録湿地を調査区域に含めました。
7	大気汚染常時監視測定局である南陽支所と港陽、さらに名古屋港管理組合のデータについて、月別、季節別に、風向風速を調査し、風向別風速を示しました。また、最小値から最大値及び平均値による表現とし、風速階級別出現頻度もとりまとめました。
8	南陽支所及び港陽のデータと、事業予定地のデータとを比較しましたが、明かな整合性が確認できませんでしたので、事業予定地現地における通年の気象調査を実施し、その結果を使用することとしました。
9	予測に際して四季別に気象の状況をまとめ、各季節毎の拡散予測を示しました。
10	<p>事業予定地において、各季節5日間で3時間毎(朝は1時間毎)の上空気象調査(上層の風向風速及び温度勾配)を実施し、供用時の予測諸元としました。</p> <p>また、フミゲーション発生時についての予測・評価も実施しました。</p>

	No.	市長の意見 (方法意見書)
対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関すること	11	事業予定地及び周辺の動植物の調査を実施すること。特に、事業予定地に近接してラムサール条約登録湿地があるので、湿地に生息する鳥類が事業予定地をどのように利用しているのか調査しておくこと。
	12	ラムサール条約登録湿地の鳥類に及ぼす影響を、大気質、騒音等を予測した上で、その変化による影響の程度を類似事例や既存知見から類推等によって予測すること。
	13	景観の調査地点は遠景となる地点が予定されていますが、事業計画がよくわかる近景または中景となる地点も調査地点として選定すること。
	14	人と自然との触れ合いの活動の場の環境 (大気質、騒音等) に与える影響の程度について予測を行うこと。
	15	今年 12 月に地上デジタル放送が開始され、地上アナログ放送は平成 23 年 7 月までの予定なので、建築工事時期はデジタル放送への移行期にあたると思われます。このため、アナログ及びデジタルの双方の電波受信状況を調査するとともに、事業の実施に伴う電波障害の予測についても、双方について予測を行うこと。
	16	事業予定地周辺における交通状況を把握するにあたっては、事業予定地南側に国際展示場があるので、催物開催時の状況にも配慮して調査を実施すること。

No.	事業者の見解
11	<p>「植物」、「動物」の項目を追加し、既存資料により、ラムサール条約登録湿地の調査を実施しました。また、事業予定地内及び空見緑地、稲永公園の現地調査を各季節毎に実施しました。調査の方法は、「自然環境アセスメント技術マニュアル」に準拠しました。「植物」では直接改変する事業予定地について予測・評価しました。「動物」では事業予定地及びラムサール登録湿地について予測・評価しました。</p>
12	<p>「動物」の項目において、施設の稼働や建設工事に伴う鳥類への影響の程度について予測しました。</p> <p>なお、明確な類似事例や既存知見は得られませんでしたので、大気質、騒音及び振動の予測結果の推計から影響の程度を予測しました。</p>
13	<p>景観の調査地点は、中景の地点として事業予定地北側に位置するあおなみ線（西名古屋港線）の野跡駅を1箇所追加し、さらに近景の地点として5地点追加し、合計10地点実施しました。</p>
14	<p>本事業の実施により触れ合いの活動の場の消滅、改変はなく、その利用状況も変わらないと考えていますが、影響の程度を確認する意味において、「人と自然との触れ合いの活動の場」の項目を追加し、事業予定地に近接した触れ合いの活動の場（事業予定地西側護岸、稲永公園、空見緑地）に対する調査を実施し、予測を行いました。</p>
15	<p>「電波障害」の項目において、地上波デジタルを追加し、アナログ及びデジタルの両方について調査を実施し、予測を行いました。</p>
16	<p>国際展示場の大規模催物開催時（5月大型連休中の催事時）の交通量調査を行い、沿道での環境影響（大気質、騒音、振動）について予測しました。</p>